

<対策のポイント>

国際基準を踏まえ、最新の知見をもとに個々の重要病害虫に対する**防疫指針**を策定することで、重要病害虫の定着及びまん延の防止を図ります。

<政策目標>

- 我が国未発生の病害虫が侵入した場合の**早期発見**
- 我が国未発生又は一部に発生している病害虫の**まん延防止・根絶**

<事業の内容>

1. 調査手法及び防除技術等の確立 [新規]

国際的な防疫指針を策定するため、重要病害虫のグループごとに、**侵入警戒調査手法、発生範囲の特定手法及び同定診断手法**を確立するとともに、侵入した場合の**防除手法**を確立します。

2. 国際的な防疫指針の策定 [新規]

重要病害虫のグループごとに根絶確認手法を、1で確立した調査手法等とともにとりまとめ、**国際的な防疫指針**を策定します。

<事業イメージ>

調査手法の確立

侵入警戒調査及び発生範囲の特定調査の手法を確立



発生範囲特定調査手法の検討 (トラップ調査)

防除技術の確立

重要病害虫が侵入した場合の防除技術の確立



防除手法の検討 (対抗植物の植栽)

防疫指針の策定

確立された調査手法及び防除技術をとりまとめ国際的な防疫指針を策定



重要病害虫の例 (ミカンコミバエ)



重要病害虫の例 (テンサイシストセンチュウ)



国際基準を踏まえて重要病害虫のまん延防止対策を徹底するとともにまん延防止対策全体を効率的に実施。

<事業の流れ>

